

令和8年(不受)140号 上告受理申立事件

申立人 榎本清

相手方 東大和市

同代表 和地仁美

上告受理申立人証拠説明書(6)

2026年4月1日

最高裁判所 御中

原告 榎本 清 印

号証	標目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲21	2017年5月19日 毎日新聞社 神奈川版記事 (部分)	写し	2017年(平成29年)5月19日	毎日新聞社	川崎市教育委員会に係る会録等を録音した音声データを同市教委職員が違法に消去した件が、同市教委から行政処分(懲戒処分)に処せられたという事実
甲22	川崎市教育委員会会議 録音データに関する 検証報告書(概要版)	写し	2017年(平成29年)9月26日	川崎市 教育委員会	川崎市教育委員会に係る会録等を録音した音声データを同市教委職員が違法に消去した件が、同市教委から行政処分(懲戒処分)に処せられたという事実

# 音声データ「消去」と虚偽

## 川崎市教委 市民団体開示請求で

川崎市教育委員会は18日、市民団体から開示請求を受けていた歴史教科書の採択を議論した会合の音声データについて、当初は2014年10月に消去したと説明していたが、実際には16年3月まで保存されていたことを明らかにした。市教委は同日、当時の庶務課担当課長を停職3カ月の懲戒処分とし、再発防止に向けた検証委員会を設けた。

同日の市議会文教委員会でも明らかにした。音声データは市民団体の共同代表2人が14年9月、市教委に開示請求したが、市教委は「音声データは（1年間の保存義務がある）公文書ではないため、開示請求後の14年

10月に消した」と説明。共同代表の異議申し立てを受けた市情報公開・個人情報保護審査会が15年9月に調査した際も見つからなかった。

だが、音声データを消したのは公文書毀損に当たるとして、共同代表が昨年12月、市に慰謝料の支払いを求めて提訴。市教委が17年1月から再調査したところ、当時の庶務課担当課長が16年3月まで公用のUSBメモリーにデータを保

存し、消去したと認められた。市教委はデータの復元を試みたが失敗した。

市の審査会は15年12月に「音声データは公文書」と判断したが、その3カ月後にデータが消去されたことになる。市教委は誤った情報に基づき、これまで市議会などで虚偽の答弁を繰り返していた。渡辺直美教育長は「市民の信頼を著しく損ない申し訳ない」と陳謝した。

【太田圭介】

# 川崎市教育委員会会議音声データ消去に関する検証報告書(概要版)

## 1 本事案の概要

- ・平成26年8月17日及び同月30日に開催された教科用図書採択に係る川崎市教育委員会会議（以下「教育委員会会議」という。）の議事を記録した録音テープ（以下「本件音声データ」という。）について、同年9月8日及び同月24日付けで、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）がなされた。
- ・川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、平成26年9月22日及び同月30日、開示請求者に対し、文書不存在を理由として、本件請求を拒否する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- ・開示請求者は、本件処分を不服として、平成26年11月7日及び同月11日、教育委員会に対し、本件処分の取消し及び本件音声データの開示を求め、異議申立てを行った。
- ・教育委員会は、平成26年11月17日、同申立てについて、川崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- ・審査会は、平成27年12月22日、教育委員会に対し、「本件音声データは……「公文書」に該当し、……改めて物理的不存在を理由とする開示請求拒否処分をすべきである」と答申した。
- ・教育委員会は、この答申を受け、研修会の開催や文書の発出等により、教育委員会事務局内の職員に、公文書管理に関する周知を図った。
- ・異議申立てを行った開示請求者は、平成28年12月22日、川崎市を被告として、横浜地方裁判所川崎支部に国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づき、慰謝料を求める訴訟を提起した。
- ・教育委員会は、改めて事実関係の調査等を実施し、これまでの説明とは異なる事実関係が判明した。
- ・教育委員会は、本年5月18日、本事案を検証し、再発防止策を講じるため、教育委員会事務局内に検証委員会を設置し、同日、新たに判明した事実関係等を川崎市議会文教委員会に報告するとともに、市民等に公表した。

## 本件音声データの消去時期

＜これまで説明していた消去日＞

- 平成26年10月21日  
（平成26年8月17日に開催された教育委員会会議の音声データ（以下「㊶」という。）の消去日）
- 平成26年10月31日  
（平成26年8月30日に開催された教育委員会会議の音声データ（以下「㊷」という。）の消去日）



＜新たに判明した消去日＞

- 平成27年9月14日から同月17日までの間のいずれかの日に消去  
（庁内共有ファイルサーバ内の本件音声データ（㊶/㊷）の消去日）
- 平成28年3月25日から同月30日の間のいずれかの日に消去  
（USBメモリ内の本件音声データ（㊶/㊷）の消去日）

## 2 本事案が生じた要因

### (1) 不当に事態が混乱することを回避したいとの思い

書面による会議録が正式なものであるにもかかわらず、当時の庶務課担当課長及び庶務課担当係長は、読みやすさの観点から、会議録が発言の趣旨（文意）を損なわない範囲で、重複表現や言い回しなどの文言整理を行ったものであったことから、その会議録と音声データの差異を指摘され、それがまた新たな教育委員会への批判に繋がるとも考えて、不当に事態が混乱することを回避したいとの思いが強く働いたことにより生じたものであること。

### (2) 事実が表面化することに対する恐れ

当時の庶務課担当課長は、「音声データは公文書に当たらないと判断し、消去した」と説明していたことから、音声データの存在を認めてしまうと、従前の説明が虚偽であることが明らかになるので、その存在を言い出せなくなってしまったことにより生じたものであること。

### (3) 組織としてのチェック機能の欠如

当時の庶務課担当課長は、教育委員会事務局における法制業務等を担当していたため、条例等の解釈及び情報公開制度に係る対応については、同担当課長に対する信用と信頼が背景にあったことから、組織としてのチェック機能が働かなかったことにより生じたものであること。

## 3 再発防止に向けて(検証委員会の意見)

### (1) 組織マネジメントの強化

管理監督者は、組織の使命、役割を認識し、組織の運営方針を職場に浸透させ、職員一人ひとりに共通認識を持たせた上で、業務の遂行に繋げていく必要がある。また、日常的に業務改善の取組を実施する組織風土を醸成することなどが求められている。

本事案においては、こうした組織マネジメントを行うべき管理監督者としての意識を欠いていた状況にあったため、本事案の処理に当たっても、誤った認識を軌道修正する機会を逃し、結果として、適正な組織運営が図られていなかったものである。

＜今後の取組内容＞

- ・組織マネジメント研修の実施
- ・通知文書等の発出による周知、啓発の実施
- ・管理職会議等を活用した周知の実施

### (2) 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

行政の担い手である職員には、行政に対する市民の信頼を確立するために、法令遵守（コンプライアンス）をはじめ、厳正な服務規律の確保や、高い公務員倫理の確立が求められており、日頃から、こうした意識を持って、業務を遂行する必要がある。

本事案においては、本来、職員が守るべき法令遵守（コンプライアンス）の徹底がなされておらず、公務員としての使命感や、責任感に対する意識レベルも低い状況にあったため、本事案の処理に当たっても、情報公開制度を軽視した対応がなされるとともに、固定的な発想（視点）のもとに、条例・規則等を誤って解釈したまま、業務を継続することに繋がったものである。

＜今後の取組内容＞

- ・法令遵守（コンプライアンス）に係る研修の実施
- ・情報公開・個人情報保護制度に係る研修の実施
- ・通知文書等の発出による周知、啓発の実施
- ・管理職会議等を活用した周知の実施

### (3) 風通しの良い職場環境づくりの推進

組織においては、目的意識を共有しながら、職員間のコミュニケーションを密に図ることが求められており、日頃から、こうした認識を持って、業務を遂行する必要がある。

本事案においては、上司をはじめ、同僚や他の職員等への報告や相談等を一切行っていなかったことから、結果として、上司等の意見や指示を仰ぐことにも至らず、職員間の十分な意思疎通が図られていない状況にあったため、本事案の処理に当たっても、組織内において、幅広い視野、視点、総合的な見地からの検討が十分に行われていなかったものである。

＜今後の取組内容＞

- ・コミュニケーションの確保に係る研修の実施
- ・通知文書等の発出による周知、啓発の実施
- ・管理職会議等を活用した周知の実施

### (4) 情報資産に係る管理意識の強化

組織において、情報資産の紛失や盗難、個人情報の漏えい等の事故が発生すると、多大な影響を市民に及ぼすこととなり、市政に対する市民の信頼を損ねるとともに、円滑な行政運営にも支障を来すことになる。

本事案においては、特定の職員が本件音声データを操作し、また、特定の職員がUSBメモリを専有化して使用するなど、情報セキュリティの重要性に対する理解を欠いていたため、本事案の処理に当たっても、適切な情報資産の管理が行われていなかったものである。

＜今後の取組内容＞

- ・情報セキュリティ研修の実施
- ・通知文書等の発出による周知、啓発の実施
- ・管理職会議等を活用した周知の実施
- ・可搬媒体（USBメモリ、フロッピーディスク等）を施錠可能な保管庫に格納
- ・定期的に重要なデータのバックアップの実施
- ・重要なデータに、必要に応じて、特定の職員のみがアクセス可能な管理の実施
- ・情報資産台帳の作成（更新）の実施